

# 社会福祉法人雲南広域福祉会 行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮し、事業の繁栄と職員の幸福に資するため、第1次行動計画(平成30年8月1日～平成33年8月1日までの3年間)を実践してきたが、その評価を踏まえ、引き続き当初の目的を果たすために、次のように第2次行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年11月1日～令和5年11月1日までの2年間

2. 内容

目標1：1次行動計画で目標としたノー残業デーの設定については、事業所で一斉に実施することが不可能な場合は、個々の従業員が週一回設定し、事業所内でその情報を共有する。

<対策>

- 令和3年11月 ノー残業デーの実施実態の把握と実施に向けた課題の把握(アンケート実施)
- 令和3年12月 ノー残業デー実施啓発・職員研修及び回覧等で職員へ周知

目標2：職員全員の所定外労働時間を月15時間以内とする。

<対策>

- 令和4年8月 所定外労働時間の現状を把握(令和3年度実績)
- 令和4年10月 1年間の結果を検証・分析し、職員へ周知
- 令和4年10月 問題点について改善を図りながら実施

目標3：年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間平均12日以上を目指す。

<対策>

- 毎年8月 前年度の年次有給休暇取得状況の把握
- 毎年10月 上半期の年次有給休暇と夏季休暇の取得実績を調査
- 毎年11月 計画的な取得に向けて所長会等で検討し、職員会議を開催して職員の意欲向上と計画的取得を促す  
取得実績が5日以下の職員へは所長が個別面談を行い、職員の自発的取得を促す

目標 4：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等  
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和3年11月 法に基づく諸制度の調査・パンフレット等の収集
- 令和4年7月 職員会議で職員へ周知